

8 消安第 3446 号
令和8年9月28日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 築 和生

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

アクリナトリン

8 消安第 3447 号
令和 8 年 9 月 28 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 築 和生

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

アシュラム

8 消安第 3448 号
令和 8 年 9 月 28 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 築 和生

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ビフェントリン

8 消安第 3449 号
令和 8 年 9 月 28 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 築 和生

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ヘキシチアゾクス

8 消安第 3450 号
令和 8 年 9 月 28 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 築 和生

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

メタフルミゾン